



市税を納めないと どうなるの？

「滞納」って？

市税を納付する期間を「納期」といい、その末日が「納期限」となります。

納税者が納期限までに市税を完納しないことを「市税の滞納」、市税を滞納した人を「滞納者」といいます。

また、市税を滞納すると、納期限の翌日から延滞金の計算が始まるため、延滞金も納付しなければなりません。



「差押」って？

納期限を過ぎた場合は、「督促状を発送」するよう法令で定められています。

督促状を発送した日から起算して「10日を経過した日まで」に市税が完納されないと、滞納者の財産を差押えしなければなりません。

差押えた財産は、取立・売却(換価)して滞納市税に充当します。

滞納処分は、法令により、滞納者の承諾や意思に関わらず「財産を差押えしなければならない」と規定された「正当な行政処分」なのです。

「差押」って具体的には？

まず最初に、法令に定められた権限により、滞納者の財産調査を行います。

勤務先や金融機関など関係する機関は、調査を行う自治体に協力しなければならず、これらの調査は個人情報保護法には抵触しない「正当な財産調査」となっています。

また、滞納整理は、裁判所や警察などの手続を必要としません。納税課職員(徴税吏員)には、「自力執行権(自ら執行できる権限)」が与えられているからです。

財産の差押が行われると、原則として完納しない限り、差押えの解除はなされません。

督促状や催告を無視し続けると、財産を差押えられてしまうということになります。

「差押」は「ひどい」こと？



市税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。

自主納付がない場合、納税課より督促状を発送し、なお納付がない場合は、催告文書の発送や財産差押のための調査をしなければならず、郵送料や調査費など多くの経費がかかります。

これらの経費は、「市の予算」、つまり納税者に納めていただいた「市税」などの財源から支出しています。

もしも、納税者の多くが市税納付を後回しにしてしまうと、公的サービスの提供など市の運営が難しくなります。差押などの滞納整理は、市の財源確保のため、そして、なにより市税完納者との公平性確保という大きな使命を担う重要な事務なのです。

***** 急激な生活の変化等で納付が難しい場合は、放置せず早めにご相談ください。*****